

議第91号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例（昭和34年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができない場合（<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき</u>又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「支給対象期間開始日」という。）から当該期間の最終日（当該最終日が支給対象期間開始日から起算して1年6か月を経過した日以後となるときは、当該日）までの期間（以下「傷病手当金の支給期間」という。）のうち、労務に服することを予定していた日（以下「就労予定日」という。）について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2～7 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができない場合（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき</u>又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「支給対象期間開始日」という。）から当該期間の最終日（当該最終日が支給対象期間開始日から起算して1年6か月を経過した日以後となるときは、当該日）までの期間（以下「傷病手当金の支給期間」という。）のうち、労務に服することを予定していた日（以下「就労予定日」という。）について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2～7 略</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定の整理をするため、この条例案を提出する。